

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 あて

郵便番号: 158-
[REDACTED]

住所: 東京都世田谷区 [REDACTED]

氏名: 中村 清

電話番号: [REDACTED]

電子メールアドレス: [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、次のとおり意見を提出いたします。

希少な国民資産としての電波について、電波の公共性とその有効利用を同時に考慮する必要性は明らかである。しかし、これまで電波の経済価値に応じた有効利用という考え方には政策としてほとんど等閑視されていただけに、今回の報告書(案)は電波行政に新たに経済学的な視点を取り入れた提案として賛意を表したい。

コメントとしては、費用負担について特例措置を設けることは、電波利用の費用についての認識を高め、費用に応じた有効利用を促すという基本的な目的に反するということを指摘したい。確かに国の無線局を含めて、公共的な機関の電波利用に対して電波使用料を課すとしても、国庫で負担することになり、単なる循環に過ぎないと言われる。しかし、徴収の意義はあくまでも電波資源の経済的価値を明確にし、電波の有効利用に結びつけることである以上、例外を設けることなくその価値に応じた使用料を徴収し、価値の顕在化を進めることが重要である。例外措置の設定は、別の形の既得権益を作り出すことになると考えられる。またこうした例外措置は、クレジットカードの普及が自己破産を増大させるのと同様に、負担に対する認識を弱め、費用の削減や有効利用への意欲を減退させると考えられる。またなぜ特例となるかについて説明を求められた場合、明確な基準を示すことは難しく、恣意的な判断とならざるを得ない。消費税と同様に、電波利用者のすべてにその経済的価値に応じた負担を求めるべきであり、負担とそのための財源とは切り離して考えるべきであろう。

したがって、純公共財である国防や消防、あるいは公共性が高いと言われる放送や気象などの部門についても同様の議論が当てはまるはずである。特に携帯電話と放送の市場規模とそれぞれが負担している電波利用料を比較した場合、携帯電話の電波利用の負担金は放送のそれに比べて4倍から5倍に達している。今後の放送と情報通信とのデジタル融合を考えるなら、利用する電波の価値に応じた電波使用料を課して資源配分の効率化を促し、その上で必要に応じて減免措置を取ることが重要と思われる。